

## 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の 確保を求めることに関する意見書

我が国における医療を取り巻く環境は大きく変化しており、地域及び診療科における医師の偏在が大きな問題となっている。秋田県内においてもその状況は深刻であり、とりわけ、県北地域の医師不足は、病院の存続にもかかわる事態となっており、緊急の対策が求められている。

精神科医師の不足では、鹿角組合総合病院における入院病棟の休業、米内沢総合病院での入院病棟の休床により、両病院の入院患者は、他県及び県内他市への転院を余儀なくされている。また、外来診察日の減少のため、一人の医師が1日100人を超える患者を診察するという事態も発生している。

このほかにも、産婦人科の閉鎖、内科外来の一時閉鎖等が発生しており、患者及び地域住民の生活に多大な支障を来し、不安を与えている状況にある。

大学医局からの派遣に依拠してきたこれら地域の病院の医師不足は、2004年に新医師臨床研修制度が開始されて以降、大学医局の医師不足による医師引き揚げに端を発し、当該事態がある程度予想されていたにもかかわらず、これに代わる新たなシステム構築がないまま、市場の需要と供給に任せきりで対策が講じられてこなかったことが、大きな原因となっているものである。

このような現状において、地域医療を確保するためには、秋田県が大学を初め医師会など関係団体と協力し、財政措置も講じながら緊急に医師を確保すること、また、長期的には大学医局の医師派遣システムを補完する新たなシステムを関係団体と構築することが必要であり、当面、秋田県に設けられている「地域医療対策協議会」がその役割を發揮できるようにすることが緊急に求められている。

よって、秋田県においては、医師確保の危機的状況を打開し、地域住民の医療を確保するため、秋田大学を初め秋田県医師会など関係団体と協力し、財政措置も含め、緊急に医師確保対策を講じるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

秋田県知事 寺田典城様